

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則
岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出納管理課)
(同)

—^{ページ}—

規 則

号 外 (四) 平 成 二 十 四 年 六 月 二 十 九 日

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十三号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表二上欄中「、連携振興課」を削り、

報道課
連携振興課

を

報道課

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十四号

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平 成 二 十 四 年 六 月 二 十 九 日

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一上欄中「連携振興課」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社